

## 神戸女子大学・神戸女子短期大学動物実験運営委員会規程

**第1条** 神戸女子大学・神戸女子短期大学動物実験規程（以下「動物実験規程」という。）第6条に基づき、ポートアイランドキャンパスに神戸女子大学・神戸女子短期大学ポートアイランドキャンパス動物実験運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

**第2条** 委員会は、ポートアイランドキャンパスにおける実験動物の管理・運営に関する必要事項を定め、実験動物を用いた教育・研究を適正に行うこととする。

2 委員会は動物実験規程第7条の実験動物の飼養保管施設等の維持管理及び改善、実験動物についての管理運営を動物実験委員会と協力して行う。

**第3条** 委員会は、学長が次に掲げる者から任命した委員で構成する。

- (1) ポートアイランドキャンパスの動物実験責任者として動物実験等に関して優れた識見を有する者。
- (2) ポートアイランドキャンパスの動物実験管理者として動物実験等に関して優れた識見を有する者。
- (3) 実験動物に関して優れた識見を有する者。
- (4) 学長が必要と認めた学識経験者。

**第4条** 委員会に委員長を置き、委員長は学長が任命する。

**第5条** 委員長は、必要あるときは、委員会の承認を得て委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

**第6条** 委員は、動物実験計画及び動物飼育に関することで知りえた情報を第3者に漏らしてはならない。

**第7条** の規程の改廃は、委員会の議を経て学長が行う。

### 附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、神戸女子大学ポートアイランドキャンパス動物実験運営委員会規程は廃止する。